

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1020 号（諮問第 1687 号）

件名：総会要項等の開示決定に関する件

- 1 開示請求
平成 28 年 10 月 26 日
- 2 原処分
平成 28 年 11 月 9 日（開示決定）
愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、愛知県特殊教育研究協議会の活動記録の開示請求に対し別記の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。
- 3 審査請求
平成 28 年 11 月 22 日
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問
令和 4 年 6 月 7 日
- 5 答申
令和 4 年 10 月 26 日
- 6 審査会の結論
県教育委員会が、本件行政文書を特定して開示したことは妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
 - (2) 本件審査請求について
審査請求人は、審査請求書において、「開示請求に係る行政文書を特定していない」等と主張していることから、実施機関の文書特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。
 - (3) 本件行政文書の特定について
本件開示請求書には、「愛知県特殊教育研究協議会」と記載されているが、

実施機関によれば、平成 19 年 4 月に施行された平成 18 年 3 月の学校教育法の改正により「特殊教育」は「特別支援教育」に移行しているため、「愛知県特殊教育研究協議会」は、開示請求当時の「愛知県特別支援教育研究協議会」を指すものと解されることから、愛知県特別支援教育研究協議会の活動記録が記載されている本件行政文書を特定したとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、本件行政文書は、平成 27 年度及び平成 28 年度の愛知県特別支援教育研究協議会の総会の要項のうち平成 26 年度及び平成 27 年度の事業報告が記載された部分を抜粋したものであり、当該協議会の事業活動に関する内容が記載されていることから、本件請求内容に合致する文書であると認められた。

また、実施機関によれば、愛知県特別支援教育研究協議会総会要項の保存期間は 1 年としているところ、開示請求時点で平成 26 年以前の要項は廃棄済みであり、他に当該協議会の活動記録が記載されている文書は取得しておらず、念のため課内を探索したが、本件行政文書以外に特定すべき文書は存在しなかったとのことである。

これらのことからすれば、本件行政文書の他に特定すべき文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件開示請求について本件行政文書を特定したことに誤りはない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ・平成 27 年度愛知県特別支援教育研究協議会総会・実践発表会要項（抜粋）
- ・平成 28 年度愛知県特別支援教育研究協議会総会・教育講演会要項（抜粋）